平成２４年（フ）第１１６４８号
埼玉県さいたま市北区日進町２丁目1331－４
債務者　渡部　高広
1　決定年月日時　平成24年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月４日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１６６０号
神奈川県川崎市高津区野川3844－２
債務者　山口　仁
1　決定年月日時　平成24年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月４日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１６６１号
東京都台東区下谷２丁目22－７
債務者　鬼塚　幸輝
1　決定年月日時　平成24年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月４日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１６６２号
東京都台東区三筋２丁目８－５－406
債務者　八巻百合子
1　決定年月日時　平成24年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月４日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１６６７号
東京都新宿区四谷４丁目23　第一富士川ビル604
債務者　田中　茂美
1　決定年月日時　平成24年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月４日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１６６８号
東京都練馬区桜台４丁目26－13
債務者　中村　靖
1　決定年月日時　平成24年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月４日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１６７１号
東京都稲城市矢野口1238－１－302
債務者　鉄屋　幸夫
1　決定年月日時　平成24年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月４日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１６７３号
東京都日野市多摩平３丁目14－23
債務者　大形　一憲
1　決定年月日時　平成24年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月４日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１６７４号
東京都世田谷区奥沢１丁目53－14－102
債務者　小島　徹也
1　決定年月日時　平成24年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月４日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１６８１号
神奈川県川崎市宮前区平３丁目６－60　ヒルトップ参番館602
債務者　佐々木真悟
1　決定年月日時　平成24年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月４日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１６９０号
東京都豊島区西池袋５丁目27－21－203
債務者　鶴田　良一
1　決定年月日時　平成24年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月４日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１６９３号
東京都荒川区西尾久２丁目18－10
債務者　堀江　健志
1　決定年月日時　平成24年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月４日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１７０１号
東京都豊島区南長崎５丁目10－11－203
債務者　桑原　敏子
1　決定年月日時　平成24年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月４日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１７０４号
東京都江戸川区東葛西６丁目14－９　イノコーポ２－204
債務者　森　邦彦
1　決定年月日時　平成24年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月４日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１７１１号
東京都東大和市中央２丁目845－１－102
債務者　芹澤　純
1　決定年月日時　平成24年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月４日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１７１２号
東京都西東京市東伏見５丁目６－27－101
債務者　佐々木瞳美（旧姓小賀坂）
1　決定年月日時　平成24年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月４日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部